

平成 31 年 4 月 1 日以降適用の労務単価の運用に係る特例措置について

青森県県土整備部では、平成31年4月1日以降公告するものから適用する労務単価（以下「新労務単価」）を定めました。

これに伴い、県土整備部では下記のとおり特例措置を定め取り扱うこととしたので、お知らせします。

記

1 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、下記 2 に定める工事の受注者は、「工事請負契約約款」第 54 条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

2 対象工事

平成 31 年 3 月 1 日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して積算している工事が対象となります。

なお、対象となっている工事では、監督員から受注者へ当該特例措置の対象となっている旨書面で通知が行われます。

3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において $P_{\text{新}}$ 及び k はそれぞれ以下を表すものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価により積算された請負工事対応額

k ：当初契約の落札率

4 請求期限

本通知に基づく請負代金額変更の受注者からの協議の請求期限については、対応の通知のあった日から 14 日以内とします。

なお、「対応の通知のあった日」とは、監督員から対象受注者へ通知した日とする。

5 その他

平成 31 年 2 月 28 日以前に契約を行った工事については、「賃金等に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 2 月 14 日付け青整企第 278 号）の規定を準用するものとします。

今回の措置に基づき請負代金額の変更の協議を行い、増額変更となった場合で、下請負人との契約に増額となった部分が含まれている場合は、下請負人との契約にもその増額を反映させるよう留意してください。

【担当】

青森県 県土整備部

整備企画課 技術管理グループ

TEL：017-734-9645

Mail：seibikikaku@pref.aomori.lg.jp